

## 高松市子ども・子育て支援会議における部会の設置について

## 1 設置

子ども・子育て支援会議の所掌事務のうち、特定の分野を専門的に審議するために、高松市子ども・子育て支援会議条例（平成25年条例第11号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、部会を置く。

## 2 委員

条例第8条第2項に規定する会長が指名する委員は、別表のとおりとする。  
なお、部会の委員の任期は、子ども・子育て支援会議の委員の任期とする。

## 3 所掌事務

部会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の認可に関すること。
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第21条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖に関すること。
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の認定の取消しに関すること。
- (6) その他会長が個別・具体的に審議することが適当と認めるもの

## 4 その他

上記に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定めるものとする。